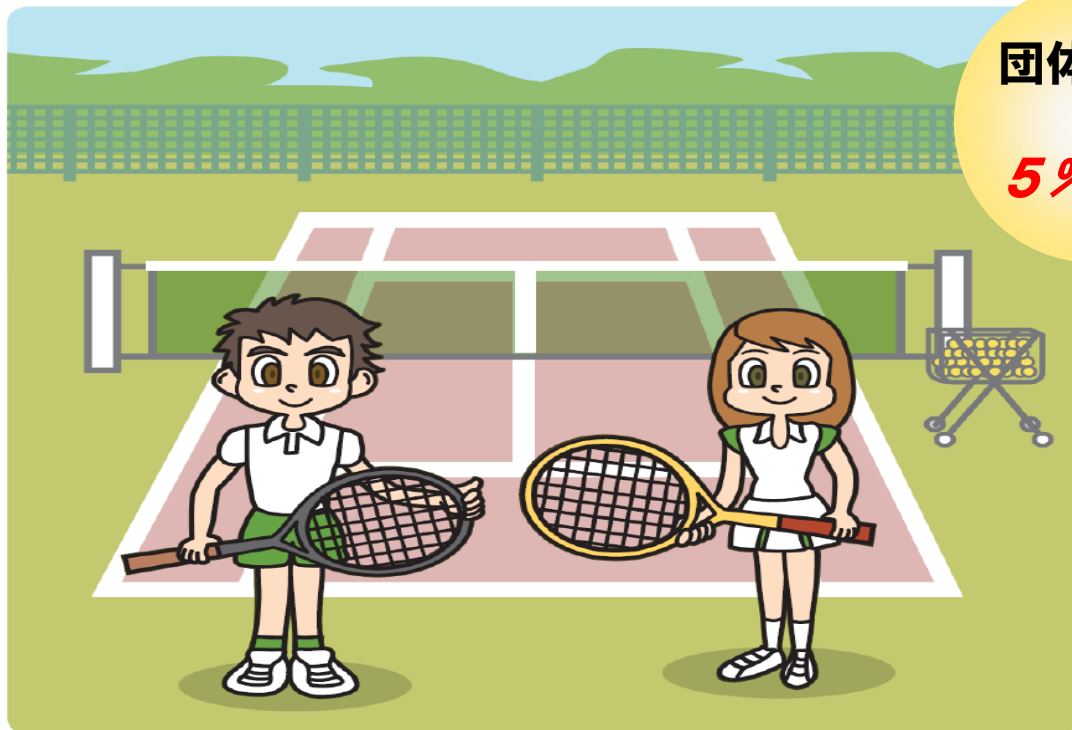


# 団体テニス保険のご案内

テニス賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険



**団体割引**  
**5%適用**

**受付期間：常時受付しています**

**ご加入要領**

- 保険期間（ご契約期間）： 令和2年10月1日午後4時より1年間
- 被保険者（補償の対象となる方）： 秦野市テニス協会の会員ご本人
- 加入申込方法： 加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、締切日までに下記提出先までご提出ください。
  - 新規加入・内容変更の場合…加入申込票に必要事項を記入して、ご署名のうえ、ご提出ください。
  - 継続加入の場合…特にお申し出のない場合、前年度と同一補償内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。
  - 脱退の場合…加入申込票の「継続しない」に「○印」をして、ご署名のうえ、ご提出ください。
- 加入申込票提出先： 秦野市テニス協会 事務局 安藤 奉夫
- 保険料払込方法： 秦野市テニス協会担当者よりご連絡のうえ、集金させていただきます。

**ご加入のタイプ 次の加入セット名の中からお選びください。（保険期間：1年間）**

補償内容		加入セット名	A1型	B1型	C1型
保険金額	テニス賠償責任保険金額(免責金額0円)		3,000万円	5,000万円	5,000万円
	傷害(ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	150万円	180万円	220万円
		入院保険金日額 (180日限度・支払対象期間180日・免責期間0日)	2,250円	2,700円	3,300円
		通院保険金日額 (90日限度・支払対象期間180日・免責期間0日)	1,500円	1,800円	2,200円
		テニス用品保険金額	3万円	5万円	8万円
年間保険料(一時払)		1,580円	1,750円	1,870円	

(注) 記載の保険料は、「傷害手術保険金対象外特約」「団体割引率5%（被保険者数20名以上500名未満）」を適用しています。

## ●ご加入にあたって

- ・この保険は秦野市テニス協会を保険契約者とし、秦野市テニス協会の会員を加入者とするテニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
- ・ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(秦野市テニス協会)に交付されます。
- ・特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度ご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。
- ・テニス指導を職業としている場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

## ●契約概要のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

日本国内のテニス施設内におけるテニスの練習・競技・指導中(更衣・休憩中を含みます)における賠償事故または傷害事故、テニス施設内(駐車場は含みません)におけるテニス用品の損害について補償します。

#### (2) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合については、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」記載の「保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額」をご参照いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

#### (3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合については、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

#### (4) セットされる主な特約とその概要

このパンフレットでご案内のタイプは「団体総合生活補償保険普通保険約款」「テニス賠償責任保険特約」「テニス傷害補償特約」「テニス用品補償特約」で構成されています。

#### (5) 保険期間(ご契約期間)

保険期間(ご契約期間)は、1年です。詳しくは引受保険会社までお問合わせください。

#### 2. 保険料

保険料はご契約の保険金額、保険期間等により決まります。詳しくは引受保険会社までお問合わせください。また、実際にご加入いただくお客さまのご契約の保険料につきましては表面記載の「ご加入のタイプ」をご確認ください。

#### 3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法につきましては、パンフレット表紙をご確認いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください(下記「5. 解約返れい金の有無」もあわせてご確認ください)。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、解約日時点で未払込保険料がある場合は、未払込保険料につきご請求させていただきます。

詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

## 事故時のご連絡窓口について

### 事故が起こった場合は

遅滞なく下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害あんしんサポートセンター

**0120-985-024(無料)**

※受付日[24時間365日]

※IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

## 指定紛争解決機関について

### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル] **0570-022-808**

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からもご利用いただけます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

## ご注意いただきたいこと

### <万一、事故が起こった場合の手続き>

・万一事故が起こった場合、遅滞なく(テニス傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に)取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

### <示談交渉サービス>

・団体総合生活補償保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」があります。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

●このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

### 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
神奈川中央支店 厚木支社  
〒243-0017 神奈川県 厚木市 栄町 1-16-12  
TEL 046-221-7771  
FAX 046-221-3850

### 取扱代理店

有限会社 三恵保険事務所  
〒257-0031 神奈川県 秦野市 曾屋 1174-14  
TEL 0463-85-3366  
FAX 0463-85-3388